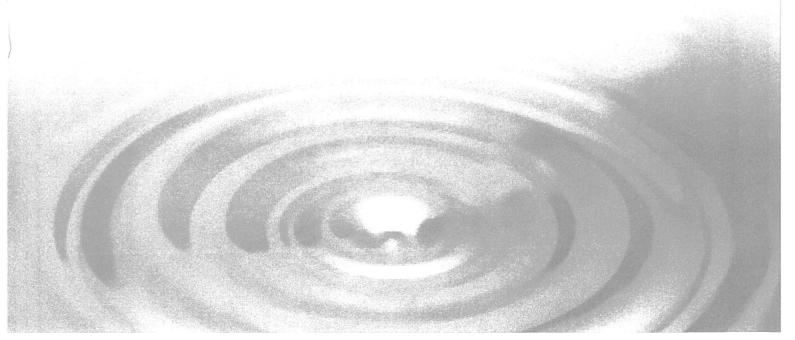
Ⅲ 資 料



1 生涯教育推進センター講座募集チラシ

公的資格を取得しよう

「エクセル」基本スキルをマスターしませんか 島大生対象の資格習得支援講座を開講

講座は、日常的にエクセルを使用している学生が、研究報告や論文作成、業務文書に活かすことのできる技術・操作方法を身につけること、また、就業力の向上や就職を目指している学生にとっては、履歴書に「コンピュータ技能評価試験3級表計算技士」(CS検定3級表計算技士)と記載できる資格取得を支援する講座として、夜間に開講します。

(※CS検定試験は実務に直結した即戦力の証明となります)

【講座概要】

日程・内容 10/15~12/17 毎週水曜日(19:00-21:00) 計10回(20時間)

回	日 程	テーマ・ 内容
1	10月15日	パソコンの効率的な操作方法を習得(Windows7を使用する)
2	10月22日	表の作成・装飾と編集・グラフ作成の確認
3	10月29日	関数の活用①(論理関数、検索、行列関数)
4	11月5日	関数の活用②(数学,三角関数,日付・時刻関数)
5	11月12日	関数の活用③ (データベース関数)・データベース作成
6	11月19日	関数の活用④ (データベース関数)・データベース作成
7	11月26日	条件付き書式設定・ユーザー定義
8	12月3日	グラフ作成のポイント
9	12月10日	コンピュータ技能評価試験3級対策 ①
10	12月17日	コンピュータ技能評価試験3級対策② 模擬試験

募 集 本学学生 10名 (申込み先着順、学部は問わない)

※受講条件として、全日程参加できること、CS検定試験の資格取得を目標とすること。

受講料

無料 (但し、テキスト代 2,000円、検定試験料5,250円が個人負担で別途必要)

場 島根大学 生涯教育推進センターICT 演習室(教育学部4F)

※同会場で、後日、技能評価試験を実施する

締切日

申込締切日は、10月7日(火) 12:00まで

【問合せ・申込】 生涯教育推進センター (総合理工2号館1階 電話32-6408)



今、できること

「ワード」基本スキルをマスターしませんか 島大生対象の資格習得支援講座を開講

講座は、日常的にワードを使用している学生が、研究報告や論文作成、業務文書に活かすことのできる技術・操作方法を身につけること、また、就業力の向上や就職を目指している学生にとっては、履歴書に「コンピュータ技能評価試験3級ワープロ技士」(CS検定3級)と記載できる資格取得を支援する講座として、夜間に開講します。(※CS検定試験は実務に直結した即戦力の証明となります)

【講座概要】

日程・内容 5/8~7/10 毎週木曜日(19:00-21:00) 計10回(20時間)

回	日程	テーマ・内容
1	5月8日	パソコンを便利に使いこなす (Windows7を使用する)
2	5月15日	パソコンの効率的な操作方法を習得
3	5月22日	表の作成、セル及び表全体の書式設定
4	5月 29 日	オブジェクトの作成・挿入を理解する
5	6月5日	文字書式の設定(均等割り付け等)
6	6月12日	文書の校正・編集を理解する
7	6月19日	印刷形式の設定を理解する
8	6月26日	ファイル操作と管理を理解する
9	7月3日	コンピュータ技能評価試験3級対策 ①
10	7月10日	コンピュータ技能評価試験3級対策 ②

菓 集

本学学生 10名 (申込み先着順、学部は問わない)

※受講条件として、全日程参加できること、CS検定試験の資格取得を目標とすること。

受講料

無料 (但し、テキスト代 2,000円、検定試験料5,100円が個人負担で別途必要)

会 場 島根大学 生涯教育推進センターICT 演習室(教育学部4F)

※同会場で、後日、技能評価試験を実施する

締切日

申込締切日は、4月30日(水) 16:00まで

【問合せ・申込】 生涯教育推進センター(総合理工2号館1階 電話32-6408)



島根大学公開講座



理科実験講座 1 自然の中の放射線

- 身の周りの放射線を測ってみよう、見てみよう-

【日時】7月23日(水) 14:00-16:30

【場所】出雲科学館実験室2

【対象】小·中学生、高校生 【定員】 20名

【講習料】500円



各会場に

理科実験講座 2 台所は実験室

野菜や調味料は魔法使い!!一君にもできるわくわく実験ー

【日時】7月24日(木) 14:00-16:30

【場所】出雲科学館実験室2

【対象】小·中学生、高校生

【定員】 20名

【講習料】500円





出雲キャンパス お口の探検ツア

歯やお口の大切さを勉強します!お口の模型づくりにも挑戦! 【日時】8月6日(水) 13:00-16:00

【場所】島根大学医学部附属病院

【対象】小学校高学年

【定員】8名

【講習料】500円

自然体験(夏季編)

磯の生物観察とスキンダイビング(素潜り)入門

磯の動植物の生態の観察を行います。また、スキンダイビン か。を安全で有意義に楽しめるように体験を通して学びます。

> 素潜りの道具(マスク・フィン)は大学 で貸し出します!!



●少しだけ泳げる子の水泳教室

泳力25m以下の少しだけ泳げる子

5日間

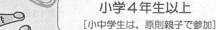
小学3~6年生



松江キャンパス

定員 各20名

講習料 5,500円 十 保険料



7月19日(土) 13:00-16:30 大学プール 7月20日(日) 10:00-15:00 大学プール 8月 3日(日) 9:30-12:00 県立プール 定員 各20名

講習料 無料 なお保険代等必要

8月 9日(土) 9:30-16:30 島根町海岸

※自然体験(夏季編)は生涯教育推進センター主催事業です。

申し込み 方法•申込先

【期間】

【場所】島根大学

松江キャンパス屋内プール

7月22日(火)~26日(土)

【時間】9:00~12:00

受付期間 7月4日(金)まで 先

着順

はがき・FAX・E-mailで、下記の事項を明記し、 お送りください。

- ①講座名 ②氏名・ふりがな
- ③性別·年齡·学年 ④郵便番号·住所
- ⑤連絡先[電話番号] ⑥保護者名

島根大学教育・学生支援機構 生涯教育推進センター

〒690-8504 松江市西川津町1060 TEL:0852-32-6408 FAX:0852-32-6098 E-mail:ercll@edu.shimane-u.ac.ip

2 島根大学公開講座関係資料

0.5

社会人に対する島根大学の教育サービス事業

(生涯学習の視点から)

*他機関との個人的契約による講師等の教育活動を除く



大学が教育・研究機能を活かして特色あるテーマや多様な内容の講座を一定の期間、又複数回で実施する。受講する市民は自分のニーズにあった講座を主体的に選択し、学習活動を展開する。受講する市民は、学習対価として講習料を支払う。

有料講座

大学が主管する事業で、住民の関心が高いテーマの講演会やシンポジウム、記念講演会、話題性のある特別研究の成果の学術講演会などが該当する講座である。これらの講座は、大学の地域貢献の役割や地域への知的情報の発信的意味もあり、無料で実施する。 (平成26年度より廃止)

無料講座

知識習得系

知識習得系に含まれる講座は、 実技を含まない一般的な趣味や 教養の知識を高めるような講義 である。

実用知識·技術習得系

実技を通して学ぶ講座であり、 生活、健康・スポーツ、又職業 (業務遂行上)必要な知識と技 術の習得が目的である。

資格取得系

社会人のキャリアアップや職業上の 実践力を身に付けるための講座であ り、社会的認知される資格の取得を 目指すものである。

(A) 講習料

講義回数制

各講座テーマによって講義の回数と総時間数、また1回の講義時間も異なることから、講習料は時間単価ではなく、1回の講義あたりの単価をきめる。

1回の講義単価:500円

時間単価スライド制

講座によって開設場所・学習内 容も異なり、指導方法も異なる ことから1回の講義・実技の単 位ではなく時間数で単価で決め ている。

① 1~10時間: 400円/h ②11~20時間: 300円/h ③21時間以上: 200円/h

資格取得別経費制

資格に係る講義等の講習料、実技 指導費、ライセンス登録手続料、 諸経費などを含めた実費とする。 講義等の講習料として、1時間の 単価を3,000円に設定している。

(B) 登録料(一年間有効)

全ての講座の受講者に一律、2,000円とする。

- ※ 登録することで、傷害保険の加入、受講者カードの発行、図書館の利用、大学が公開する社会人向けの様々な 教育情報、地域や企業向けの講演会や行事の案内等のダイレクト・メール、また受講する講座開催情報を事前に にメールやハガキで通知する等の多様なサービスを提供する。今後、サービス内容の拡充を図る。
- ※ 出張講座などの学外の市町村との連携講座の受講者には適用しない。
- ※ 小・中学校等の義務教育課程の児童・生徒、及び本学学生が本学の公開講座を受講する場合、登録料は無料とする。 講習料については、一般の算定額と同額とする。

主涯教育推進センター運営会議委員名簿

3 生涯教育推進センター運営会議委員名簿

平成26年度

生涯教育推進センター運営会議委員名簿

生涯教育推進センター長	多人	7納	道	子
法文学部教員代表	佐々	木		愛
教育学部教員代表	權	藤	誠	剛
医学部教員代表	橋	本	道	男
生物資源科学部教員代表	Щ	岸	主	門
総合理工学研究科教員代表	縄	手	雅	彦
生涯教育推進センター専任教員	仲	野		寛
教育・学生支援部教育・入試企画課長(兼任)	. 為	石	勝	美
教育・学生支援部学務課長	倉	橋		幸
医学部学務課長	増	田		雄
教育・学生支援部教育・入試企画高度専門職	福	間	栄	子

4 島根大学教育・学生支援機構 生涯教育推進センター規則

島根大学教育・学生支援機構生涯教育推進センター規則

(平成25年島大規則第19号)(平成25年3月14日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学教育・学生支援機構規則(平成25年島大規則第15号。 以下「機構規則」という。)第4条第2項の規定に基づき、島根大学教育・学生支援機構 生涯教育推進センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項 を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、生涯学習に関する教育及び研究を行うとともに、島根大学(以下「本学」という。)における教育研究の成果を広く社会に開放し、よりよい生涯学習社会の実現に資することを目的とする。

(業務)

- 第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 生涯教育に係る研究開発及び実施運営に関すること。
 - 二 リカレント教育に資する講座の開設に関すること。
 - 三 本学の公開講座・公開授業等の企画及び実施に関すること。
 - 四 社会教育指導者の養成及び研修に関すること。
 - 五 その他センターの目的を達成するために必要な業務 (組織)
- 第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。
 - 一 センター長
 - 二 機構規則第7条第1項の規定に基づき、センターに配置する専任教員
 - 三 その他必要な職員
- 2 センターに必要に応じて研究員を置くことができる。
- 3 研究員について必要な事項は、第6条に規定するセンター運営会議において定める。 (センター長)
- 第5条 センター長の選考は、機構規則第8条第1項に規定する島根大学教育・学生支援機構管理委員会(以下「管理委員会」という。)の議を経て、島根大学教育・学生支援機構長の推薦に基づき、学長が行う。
- 2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 センター長は、センターの業務を掌理する。 (センター運営会議)
- 第6条 学部等との連携のもとに、センターの業務の円滑な実施を図るとともに、センター の運営に関する事項を審議するためセンター運営会議を置く。
- 2 センター運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 第3条に規定する業務に関すること。
 - 二 専門委員会等の設置に関すること。

- 三 その他島根大学教育・学生支援機構長から付託されたこと。
- 3 センター運営会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - 一 センター長
 - 二 各学部(総合理工学部を除く。)教員代表 各1名
 - 三 総合理工学研究科教員代表 1名
 - 四 機構規則第7条第1項の規定に基づき、センターに配置する専任教員
 - 五 教育・学生支援部教育・入試企画課長
 - 六 教育,学生支援部学務課長
 - 七 医学部学務課長
 - 八 その他センター長の申出に基づき,島根大学教育・学生支援機構長が必要と認めた 者
- 4 前項第2号及び第3号の委員は、学部長及び研究科長の申出に基づき学長が任命する。 ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第3項第2号及び第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 センター運営会議は、センター長が招集し、議長はセンター長をもって充てる。
- 7 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。
- 8 センター運営会議が必要と認めたときは、センター運営会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門委員会等)

- 第7条 センターの専門的課題に対応するため、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。
- 2 専門委員会等に関し必要な事項は、センター運営会議において定める。 (事務)
- 第8条 センターの事務は、教育・学生支援部教育・入試企画課において処理する。 (雑則)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。 附 則
- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 島根大学生涯学習教育研究センター規則(平成16年島大規則第126号)
 - 二 島根大学生涯学習教育研究センター管理運営委員会規則(平成22年島大規則第3 号)
- 3 学長は、第5条第1項の規定にかかわらず、この規則施行の日において、この規則施行の日の前日に島根大学生涯学習教育研究センター長であった者をセンター長として任命するものとする。

ão.